

令和2年4月30日

保護者の皆様へ

松山市 保育・幼稚園課

5月7日から10日までの間の保育所等の利用について

平素より、本市の幼児教育・保育行政の推進につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、緊急事態宣言に伴う保育所等の利用自粛について、ご協力をいただきありがとうございます。

さて、5月7日以降の「緊急事態宣言」の取り扱いについては、現時点で国の判断が明らかにされていません。

このため、本市といたしましては、当面の対応として5月7日から10日までの間、可能な範囲でご家庭での保育にご協力いただきながら（「保育利用意向確認カード」の提出は不要です。）、引き続き、お子様の感染リスクを減らすとともに、保育を継続させていきたいと考えています。

なお、5月11日以降の市の対応方針につきましては、8日までにお知らせいたします。

また、保育料を負担しているご家庭につきましては、引き続き、日割りによる保育料の減免を実施いたします。

ご家庭にご負担をお掛けすることになりますが、重ねてご理解、ご協力をお願いいたします。

国の動向や市内の感染状況で対応を変更する場合は、随時、HPに掲載いたしますので、ご確認ください。

松山市HPトップページの「重要なお知らせ 児童クラブ・保育所等」のページをご覧ください。